

「かいてき便り」のデザインをリニューアルいたしました！！

INDEX

加算届出期限

「事業者評価加算の平成21年度における特別措置について」

お知らせ

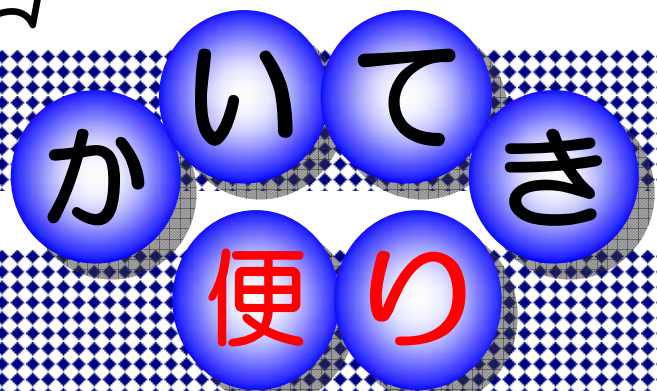
「事業者指定(居宅系)新規申請・届出の受付窓口の移転について」

「事業所の廃止届・休止届が事前届出制になりました」

「業務管理体制の整備に関する届出について」

「介護保険事業者(医療系)の集団指導について」

「地域でできる！認知症の人を支えるまちづくり」を開催します



平成21年5月1日発行

第58号

事業所評価加算の平成21年度における特別措置について

加算届出期限

平成21年度4月の介護報酬改定において、介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションの事業所評価加算について、加算の算定に用いる評価基準値の算出式の見直しが行われました。この新算定式が平成21年4月より適用されることから、平成20年10月15日(前回の提出期限)までに各都道府県へ「事業所評価加算(申出)」の届出を行っていない(事業所評価加算「なし」としていた)事業所に対し、特別措置が設けられました。

つきましては、今回の特別措置に基づき平成21年度の事業所評価加算の算定を希望する事業所は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」により、届出をして下さい。

届出の締切は、**平成21年6月1日【必着】**です。

なお、事業所評価加算に関する届出様式・通知は、

東京都介護サービス情報 > 事業者指定申請・届出 > 加算様式に掲載しています。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/kaitei/index.html)

【届出及び問い合わせ先】

〒162-0823

東京都新宿区新築河岸1番1号 セントラルプラザ13階

(財)東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室

電話:03-5206-8752

事業者指定(居宅系)新規申請・届出の受付窓口の移転について

お知らせ

居宅サービス事業所の新規申請・変更届等の受付・相談窓口が、平成21年4月より都から(財)東京都福祉保健財団へ変更になっております。郵送の場合の提出先、申請書・変更届等の書類の記載方法、添付書類等についての相談、問い合わせも併せて財団で受付けております。

【届出及び問い合わせ先】

(財)東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室

なお、詳細はホームページ「東京都介護サービス情報」をご確認下さい。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

事業所の廃止届・休止届が事前届出制になりました

お知らせ

事業所の廃止・休止届については、介護事業運営の適正化等を図るための改正法が平成21年5月1日に施行され、これまでの「廃止・休止したときは、10日以内に届出」から「廃止・休止の日の1月前までの事前届出」に変更となりました。また、利用者の保護のため事業所の廃止・休止時に、利用者が希望する場合、サービスが継続的に提供されるよう「サービスの確保」に係る事業者の義務が明確化されましたのでご留意下さい。なお、この改正内容は、経過措置により、平成21年6月1日以降の廃止日・休止日から適用されます。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/index.html)

業務管理体制の整備に関する届出について

お知らせ

介護事業運営の適正化等を図るための改正法が平成21年5月1日に施行されます。この改正法の施行により、新たに事業者の指定(又は許可)の事業所・施設数の規模に応じて「業務管理体制の整備に関する届出」が必要となります。なお、初回の届出の締切は平成21年10月末までとなっています。詳細は、東京都介護サービス情報にてご確認ください。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/index.html)

介護保険事業者(医療系)の集団指導について

お知らせ

介護保険事業者(医療系)が、適正なサービスを提供するために必要な制度の周知や理解の促進を図るとともに、報酬請求に係る過誤や不正を防止するための講習会を以下のとおり実施します。

なお、今後の指導の参考にしていただくため、5月21日(木)10時から保険者向けの講習会を行います。

開催日(平成21年)		介護保険事業者(医療系)
5月21日(木)	10時~	(保険者向)
	13時30分~	通所リハビリテーション
5月26日(火)	13時30分~	訪問看護ステーション
5月27日(水)	13時30分~	訪問看護ステーション
5月28日(木)	13時30分~	介護療養型医療施設

会場 = 都庁第1本庁舎5階大会議場

【問い合わせ先】指導監査部指導第三課 03-5320-4284

「地域でできる！認知症の人を支えるまちづくり」を開催します

お知らせ

東京都では、認知症の人と家族を地域で支えることを目的に、介護保険事業者等を担い手としたモデル事業を2年にわたり実施しました。その先駆的な取り組みの成果を、介護事業関係者の皆様をはじめ都民・行政関係者の皆様にもお知らせし、地域で支える仕組みづくりを進めるため、以下のとおり「地域でできる！認知症の人を支えるまちづくり」を開催します。

【内容】第一部 実践報告会:モデル事業の実施団体(2区市および5事業者)からの事業報告

モデル区市 / 練馬区・多摩市

モデル事業者 / グループホームかたらい・グループホームなごみ方南・

至誠キートスホーム・地域ケアサポート福わ家・グループホームみずな

第二部 パネルディスカッション:モデル区市・モデル事業者および学識経験者によるディスカッション

開催日時 / 平成21年5月29日(金) 14時00分から17時00分まで

開催場所 / 東京都庁第一本庁舎5階大会議場

定員 / 500人

申込 / 5月22日(消印・受信有効)までに、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・手話通訳希望の有無を明記のうえ、往復はがきかFAXで下記申込先までお送りください。

【申込先】地域でできる！認知症の人を支えるまちづくり事務局

〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-27-2 FAX 03-5775-3829 TEL 03-5775-3828

【問い合わせ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 TEL 03-5320-4276